

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和元年6月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一            2番 黒澤 ちよ子            3番 高橋 誠一  
4番 峠田 一徳            5番 浅野 厚司            6番 渡部 基司  
7番 本間 仁一            8番 安達 芳紀            9番 佐藤 一志  
10番 小野 博            11番 渡沢 寿            12番 伊藤 圭一  
13番 鈴木 正徳
3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓  
同 上 事務局長補佐 嶋貫 幹子  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
4. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第10号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第24号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第8 議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第9 議第27号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について  
日程第10 議第28号 南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について  
日程第11 承第2号 農業委員会の適正な事務実施について

5. 会議の要領  
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和元年6月18日付け南農委告示第7号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。  
ただいま出席されている委員は13名全員であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。  
10番小野博委員、11番渡沢寿委員の両委員を指名いたします。

会議録署名委員 10番 小野 博 委員  
11番 渡沢 寿 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第10号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました報第10号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は令和元年5月31日付け農第208号で、南陽市長から本委員会に対し、6月1日付けで2件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものでございます。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

なしの声がありますので、報第10号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に日程第5 報第11号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました報第11号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今提案されました、報第11号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。

　1番につきましては、賃貸人 農用地利用集積円滑化団体 山形おきたま農業協同組合さんと賃借人 ■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外6筆 田 合計13,071㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。なお地権者は5名おりまして、5名分をまとめて借り受けの山形おきたま農業協同組合さんと合意解約するものであります。以上でございます。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　なしの声がありましたので、報第11号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に日程第6 議第24号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました議第24号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し賃貸権の設定1件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定下さるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第24号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページでございます。

　1番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 畑 509㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。以上です。

- 議長（高橋会長）　　ここで現地調査について、担当委員より、報告をお願いいたします。  
議第24号 1番の現地調査について、9番浅野厚司委員より、報告をお願いいたします。
- 9番  
（浅野厚司委員）　　申請地につきましては、作付けはされていませんでしたが、草刈などの管理がされており周辺農地に影響がないことを確認しました。
- 議長（高橋会長）　　これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（高橋会長）　　なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。
- ……………全員挙手……………
- 議長（高橋会長）　　許可することが妥当と認められる委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（高橋会長）　　次に、日程第7 議第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 大室事務局長　　ただ今上程されました、議第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第4条第1項の規定により本委員会に対し、1件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長）　　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫農地係長　　ただ今、提案されました、議第24号について、ご説明申し上げます。  
議案書は5ページでございます。  
1番につきましては、■■■■が、▲▲字▲▲ 畑 319㎡を、駐車場及び通路として使用するため、申請があったものです。  
申請地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。
- 議長（高橋会長）　　ここで、現地調査について、4番峠田一徳 委員 より、報告をお願いいたします。

4 番 (峠田一徳委員) 本案件につきまして6月18日、私と大室事務局長、嶋貫係長の3名で現地調査をして参りました。本案件については申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長 (高橋会長) これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。お諮りいたします、ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長 (高橋会長) 許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員が全員と認めます。よって、本案は、申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長 (高橋会長) 次に、日程第8 議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長 (高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今提案されました、議第26号につきまして、ご説明を申し上げます。議案書は6ページでございます。

1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑132㎡を使用貸借し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長 (高橋会長) ここで、現地調査について、4番峠田一徳委員より、報告をお願いします。

4番 (峠田一徳委員) ただ今の件につきまして、6月18日に私と大室事務局長、嶋貫係長の3名で5条1件の現地調査をして参りました。農地区分については申請通りでありましたが、さくらんぼの木とハウスが隣接しており、「住宅を建設した場合隣接地への影響がないよう、隣接園地の方と十分に話し合いのうえ進めていただきたい」と事務局より申し伝えてほしいとの指導を行っております。

議長 (高橋会長) これより、審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。

12番 (伊藤圭一委員) コンパクトな転用面積であるが、実際に自宅を建築するということによろしいか。

嶋貫農地係長 申請地ですが、細長い敷地にリビング等があるだけの1階に、2階があるだけの今流行のコンパクトな住宅で、敷地内にぎりぎり収まる形の申請になります。現地調査ではかなり狭いと確認しております。かなり隣までさくらんぼ園がきておりましたので、峠田委員よりご指摘を頂戴いたしまして申請人のほうにお話させていただいた次第です。

議長 (高橋会長) 他に質疑、意見はありませんか。

……なしの声……

議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。お諮りいたします、ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長 (高橋会長) 許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員が全員と認めます。よって、本案は、申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長 (高橋会長) 次に、日程第9 議第27号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第27号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。本案は、令和元年6月11日付け農第222号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、1件の賃借権設定に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐 　ただ今提案されました、議第27号につきまして、ご説明を申し上げます。10ページをご覧ください。

10ページにつきましては、総括表となっております。賃借権設定が1件で、計画面積が13,071㎡となっております。

つづきまして、11ページをご覧ください。賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、川西町の「農用地利用集積円滑化団体 山形おきたま農業協同組合」と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田 713㎡ 外 6筆、合計13,071㎡ を 新規の6年契約で、12月31日支払、金納 となっております。以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（高橋会長） 　これより審議に入ります。  
本案件について、質疑意見を求めます。

10番  
（小野博委員） 　▲▲字▲▲はどのあたりになりますでしょうか。

嶋貫事務局長補佐 　秋葉フルーツラインの終点になる▲▲の入り口あたりになります。

10番  
（小野博委員） 　以前なにか植えられていた土地でしょうか。

嶋貫事務局長補佐 　桃が植えられておりましたが、生育がよろしくないということで賃借権解約をし整地を行って、新たに貸し付ける形になりました。

12番  
（伊藤圭一委員） 　3名の農業者でわかりんごや洋ナシ、パートレットを植えていた土地になりますか。

嶋貫事務局長補佐 　別の土地になります。

3番  
（高橋誠一委員） 　■■■■はこの土地で何を植える予定ですか。

嶋貫事務局長補佐 　牧草を植えるとのことでした。

議長（高橋会長） 　他に質疑、意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

許可することが妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第10 議第28号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第28号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年6月5日付け農第160号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により計画の変更について意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課粟野係長の補足説明を求めます。

農林課  
粟野農政係長

このたび農用地利用計画の変更ということで、農用地区域からの除外申請が4件ございます。

1件が住宅用地として上野地区、その他3件が事業用地として中ノ目・郡山地区と上野地区、吉野・荻地区となります。詳しくは担当より説明させていただきます。

農林課  
農政係 堀之内

南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更につきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に規定に基づきまして、農業委員会の意見を求めるものであります。この度の変更につきましては、除外4件となります。

1件目につきましては、■■■■による、自身の住宅用地を整備する計画になります。所在地は ▲▲字▲▲ 外 1筆 地目 畑 となります。事業計画の内容は居宅、小屋及びカーポートを整備しまして、地積 572㎡ を農用地から除外するものであります。代替地としまして、農用地区域を検討しましたが、周辺で条件に合う土地がなく当該地を選定したものであります。なお、転用許可上において事業規模は妥当なものであり、農地区分につきましては第1種農地で原則転用不可ではありますが、立地上集落に接続が認められるため、農地転用基準における第1種農地の例外規定適用となり、転用が可能となるものであります。

2件目につきましては、■■■■が営む事業用地に隣接する農地を幼稚園用地として整備する計画になります。所在地は ▲▲字▲▲外 6筆 地目 畑及び雑種地 となります。事業計画の内容につきましては、車庫1棟、駐車場及びグランドを整備いたしまして、地積1,261㎡を農用地から除外するものであります。代替地の検討を行いました。周辺で条件に合う土地がなく当該地を選定したものであります。転用許可上において事業規模は妥当なものであります。農地区分につきましては第1種農地で原則転用不可ではありますが、既存の敷地から見まして2分の1以下の拡張であることから農地転用基準における第1種農地の例外規定適用となり、転用が可能となるものであります。

3件目につきましては、■■■■が営む事業用地に隣接する農地を産業廃棄物の処理用地として整備する計画になります。所在地は ▲▲字▲▲外 3筆 地目 原野及び畑 となります。事業計画の内容につきましては、古タイヤ・ウレコンパック置き場、重機置き場及び駐車場等を整備いたしまして、地積736㎡を農用地から除外するものであります。代替地の検討を行いました。周辺で条件に合う土地がなく当該地を選定したものであります。転用許可上において事業規模は妥当なものであります。農地区分につきましては第1種農地で原則転用不可ではありますが、既存の敷地から見まして2分の1以下の拡張であることから農地転用基準における第1種農地の例外規定適用となり、転用が可能となるものであります。

4件目につきましては、■■■■がお住まいの住宅用地に隣接する農地を事業計画者が営む獣医業用地として整備する計画になります。所在地は ▲▲字▲▲外 2筆 地目 畑 となります。事業計画の内容につきましては、車庫兼倉庫1棟、通路及び雪押し場を整備いたしまして、地積511㎡を農用地から除外するものであります。代替地の検討を行いました。周辺で条件に合う土地がなく当該地を選定したものであります。転用許可上において事業規模は妥当なものであります。農地区分につきましては第2種農地となります。農地転用基準においては、第1種農地が原則転用不可、第3種農地が原則転用許可となりますが、どちらにも属さない第2種農地については、第3種農地の立地が困難な場合に許可されることとなっております。

以上によりまして、説明させていただきました4件の事業計画につきましては、除外後すぐに事業を行う計画であり事業遂行が確実と見込まれ、総合的に審査した結果、計画は妥当であると判断するものであります。なお5月24日に開催されました本市の関係課による事前協議会におきましては、当該事業計画は農振法における要件全てを満たすものであり、農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと判断されていますことをご了承のうえ、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

ここで、議第28号 事業計画状況の2番の現地調査について、7番本間仁一 委員 より、報告をお願いします。

7番  
(本間仁一委員)

それでは、私より現地調査の結果を報告いたします。南陽市農地等事務処理要綱第11の(5)により農業振興地域の変更で1,000㎡以上の案件は、運営委員会の開催日に農林課の説明を受け、運営委員が現地調査を行うことになっていることから、さる6月11日(火)午後3時30分より運営委員全員と農林課から堀之内主任、農業委員会から大室局長・嶋貫係長の8名で1,000㎡以上の案件1件を現地調査してまいりました。

申請どおりで周辺農地へも影響がなく、農振地域計画の変更には支障がないと判断できます。

以上です。

議長(高橋会長)

これより審議に入ります。  
本案件について、質疑意見を求めます。

10番  
(小野博委員)

4番ですが、地番について誤りはないでしょうか。

農林課  
農政係 堀之内

当該地については、大字界ということで▲▲と▲▲の字が入り組んでおりますので、間違いありません。

議長(高橋会長)

他に質疑、意見はありませんか。

……なしの声……

議長(高橋会長)

なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長(高橋会長)

変更を妥当とする委員が全員と認めます。  
よって、本案については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長)

次に、日程第11 承第2号「農業委員会の適正な事務実施について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、承第2号「農業委員会の適正な事務実施について」の提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年3月4日付け27経営第2933号で農林水産省経営局農地政策課長から通知がありました「農業委員会事務の実施状況等の公表について」により、別紙「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画案」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、記載のとおり、東北農政局長に報告を行うものであります。

ご確認のうえ、承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。鳴貫事務局長補佐の補足説明を求めます。

鳴貫事務局長補佐 　ただ今提案されました、承第2号について、ご説明を申し上げます。差し替えさせていただいた資料をご覧ください。

農業委員会の事務の実施状況については、農業委員会等に関する法律第37条により、活動について、広く一般に知っていただくよう、農業委員会業務の3本柱であります、担い手への集積状況、新規就農の支援、遊休農地発生防止などについての活動状況をまとめ、毎年6月30日までにホームページ上で公表をすることとなっております。なお、公表した事項については東北農政局へも報告することとしております。

この度、1ページから3ページまでの、様式1 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の中の、1の農業委員会の状況の中の耕地面積についての変更があり、それ以降の部分で管内の農地面積が変わることから資料の差し替えをさせていただきました。

目標の設定の数値については、先月の最適化推進会議で提案された内容と変更はございません。

5ページ以降については、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となっております。よろしく願いいたします。

議長（高橋会長） 　これより審議に入ります。  
本案件について、質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 　なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、原案のとおり承認することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 　原案のとおり承認することが妥当とする委員が全員と認めます。  
よって、本案については、原案のとおり承認することに決しました。

議長（高橋会長） 　以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。

よって令和元年6月18日付け 南農委告示第7号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時7分）